

## 社会福祉法人寿老園老人ホーム 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を整備し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1 全職員の年次有給休暇の所得日数を1人当たり年間平均10日以上とする。

<対策>

- 令和5年 4月～ 有給休暇の年間計画表の様式を作成し、計画的な取得を促す。
- 令和5年 10月～ 年次有給休暇の所得状況を把握する。
- 令和5年 12月～ 施設内会議などで周知を行う。

目標2 計画期間内に、育児休業の取得を次の水準以上にする。

男性職員…取得率5%以上にすること

女性職員…取得率80%以上にすること

<対策>

- 令和5年 4月～ 制度の周知のため管理職・全職員を対象に説明会を実施する。